

『総合的な汚水処理の推進』の素案に対して寄せられたご意見及び市の考え方

	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>・現在使用している合併処理浄化槽についても、単独処理浄化槽からの入れ替え同様の補助制度を設けてほしいです。</p>	<p>・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。</p>
2	<p>・私の住む地域は市街化調整区域のため、合併処理浄化槽への入れ替えの区域なのですが、公道までの間に私道があり、道路側溝が適切に整備されていません。私道を公道に認定していただき、適切な道路側溝の設置をお願いいたします。</p>	<p>・今回の見直しにより合併処理浄化槽区域となった場合、現在の排水先と同様となります。汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。</p> <p>道路側溝の状況については、現地の状況を把握したいと考えています。</p>
3	<p>・下水道工事を始める前の説明会では、合併処理浄化槽の説明はありませんでした。今になって浄化槽の変更との事で、もう少し早く説明が欲しかったです。</p>	<p>・北区名目所にある処理場より下水道整備を進めているため、長期間お待ちいただいている状況でした。</p> <p>下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p>
4	<p>・下水道を待って、建て替え計画を以前よりしておりました。なかなか下水道工事が始まらず、家づくりも進まず困っています。いち早く下水道を通してください。</p>	<p>・下水道で整備する区域として提示しております範囲は、今後5年程度で下水道の整備を完了する予定です。</p>
5	<p>・下水道で整備する区域と数件程度しか離れていないので、我家が対象外となったことには、やや納得できない思いがあります。</p> <p>・家屋がまばらな地域では、合併処理浄化槽による汚水処理が経済的であることは理解できます。また、市の財政状況が厳しいこと、将来的に上下水道事業が破綻するリスクがあることも理解できます。しかし、費用と責任を市街化調整区域に押し付け、切り離されている感じがします。</p> <p>・例えば地震等の災害で破損した際には、下水道は公共で修繕されるが、個人所有の合併処理浄化槽は個人負担となること、いずれは合併浄化槽や機器設備類(ブロアー等)の更新が必要となり、その際に費用の公的補助が受けられないのは不公平感があります。</p>	<p>・今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、このような地域は、各世帯の生活設計に合わせた汚水整備が必要であり、下水道接続と同水準の費用負担となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p> <p>・一般的に浄化槽は災害に強いとされています。また、大規模な災害等の場合、災害復旧として、故障した浄化槽の更新が補助対象になる場合もあります。</p> <p>合併処理浄化槽の躯体については、30年以上ご使用いただくことも可能となっています。</p>

6	・排水先の水路が汚くて困っています。北区に相談して清掃をしてもらったこともあります。	・側溝の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。
7	・現在、くみ取り便槽です。合併浄化槽区域なので新築する時に入れ替えます。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。
8	・わが家は合併処理浄化槽の区域となっています。現在、単独処理浄化槽10人槽ですが、この先、家族が増える見込みがないため、家族の人数に応じた人槽の設定をお願いしたいです。	・浄化槽の大きさについては、使用水量（水道使用量）の実績に合わせて、より小さな浄化槽にすることも可能な場合があります。詳しくは環境対策課にお問い合わせください。
9	・高齢者の一人暮らしをしています。合併処理浄化槽の工事費が高額で支出することは出来ません。10人槽の単独処理浄化槽で、水もあまり使用しませんので、今のままで使用していきたいです。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
10	・当地のように住人・住居ともに減少する地域の下水道施設は、新設・維持管理費のことを考えれば素案通りが良いと思います。	・素案のとおり、進めていきます。
11	・素案に賛成します。	・素案のとおり、進めていきます。
12	・補助金制度は継続するべきです。2019年3月に建て替えた時には補助金が無く不公平感がありました。	・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。 ・補助制度については3年ごとに見直しが必要かどうかの検討を行いますが、当面の間は制度を継続したいと考えております。（補助上限額についても3年毎に適切かどうか検討を行います。）
13	・下水道整備の計画区域はそのまま工事をしてほしいです。下水道が通ることを望んでいます。5年位前から工事が始まり、いつ整備されるのか期待していました。	・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。
14	・今、新築工事に着工し、合併処理浄化槽が設置されようとしております。市街化調整区域ですので、今まで新築の場合、補助金は当てにしていなかったのですが、参考資料を見て喜びました。 しかし、令和3年度からのようで、出来れば令和3年3月頃からの3年間の継続としていただけたらと思います。	・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。 また、新築は「浄化槽移行区域」のみ対象ですので詳しくは環境対策課へお問い合わせください。

15	<p>・家の面積が大きいです、住んでいる家族が少数です。家族の人数に応じた人槽の設定をお願いします。</p>	<p>・浄化槽に大きさについては、使用水量（水道使用量）の実績に合わせて、より小さな浄化槽にすることも可能な場合があります。詳しくは環境対策課にお問い合わせください。</p>
16	<p>・現在は7人用の単独処理浄化槽ですが、それだけでも年間3万円程経費がかかります。「受益者負担金」という敷地1m²あたり300円という費用も広い屋敷なので、かなり高くとても困ります。</p> <p>・合併処理浄化槽の補助があってもとても高額で急にこのような計画を言われても拒絶反応を起こしています。市街化調整区域なので、現行のままでお願いします。これから家を新築、改築する方から導入して頂ければと思います。</p>	<p>・受益者負担金は、下水道が整備された場合にお支払いいただくことになります。市の素案では、新井郷地区の中で下水道未整備区域は合併処理浄化槽区域となる予定となっております。そのため、受益者負担金をお支払いいただく必要はありません。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
17	<p>・下水道の工事費用について、各家庭の補助額を増やしてほしいです。</p>	<p>・下水道の汚水整備は使用料収入等から賄うこととなり、受益者による負担が原則となります。しかし、下水道整備後の下水道への接続には多額の個人負担が発生するため、負担軽減を目的とした水洗便所改造助成金や排水設備設置資金融資制度などの水洗化工事の助成金や融資制度を設けていますので、活用をお願いします。</p>
18	<p>・私の住んでいる所は、合併処理浄化槽で整備する区域となりますが、今後、浄化槽の工事費や維持管理費が変動する可能性があるとして市の説明資料に書かれていることが気になります。老後のことを考えると、負担が一定であることが望ましいと考えます。</p>	<p>・補助制度は3年毎に見直しを行いますので、標準的な工事価格に大きな変動が生じた場合には補助額の見直しも検討していきます。</p>
19	<p>・合併処理浄化槽へ移行予定区域になっているのですが、下水道で整備して頂きたいと思います。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>
20	<p>・10年ほど前より7人槽の合併処理浄化槽を設置しています。道路側溝へ流れるようになって処理されたきれいな水が少しずつ流れています。</p> <p>浄化槽の検査、水質検査、汲み取り等を定期的に行っていますが、設置してよかったと、環境にも配慮された考えだと思います。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
21	<p>・敷地が広く配管工事にかかる費用が大きくなります。また、下水道は接続すれば永遠に使えるが、浄化槽は20～30年で取り替えが必要になります。これらを考慮して補助額を増額してほしいです。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。合併浄化槽本体については、30年以上ご使用いただくことも可能となっております。</p>

22	<p>・素案については賛成ですが、道路側溝の整備を合わせて考えてください。勾配が緩く砂があれば滞留し、夏場は臭いがするため、勾配の確保が必要となります。また、宅地が側溝より低いところにあり、側溝に流すことが困難な状況もあります。</p>	<p>・側溝の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。</p> <p>合併処理浄化槽に入れ替えの場合は、これまでの排水先と同様になりますが、側溝につきましては、現地の状況を把握したいと考えています。</p>
23	<p>・今回の案には反対です。すごく不公平だと感じます。今ある排水路が残ると思うととても嫌です。</p> <p>不衛生だし、虫が出るし、だれが掃除するのかと考えると絶対に反対です。</p>	<p>・下水道整備が未着手の地域については、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定の状況であり、長期に渡って、家庭からのお風呂、洗濯、台所などの汚れがそのまま流れ出る状況が続くこととなります。また、仮に下水道が整備されたとしても、接続していただかなければ環境の改善には繋がりません。今回の取り組みにおいては、汚れの原因となっている単独処理浄化槽と汲取り便槽を各世帯の生活設計に合わせて整備できるように補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。</p> <p>公道にある側溝については雨水排除の機能もあるため、なくすことはできません。</p>
24	<p>・理解できますが、補助制度の補助額を可能な限り上げてほしいです。</p> <p>・もう少し早くこの案ができてくれればと思います。平成13年4月からの単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に移行していく流れと、10年ほど前の市町村合併とに合わせてこの素案が出ていればよかったのではないのでしょうか。補助金を受けられず既に合併処理浄化槽を設置した家も多いのではないのでしょうか。不公平感を感じます。</p>	<p>・新しい補助制度では、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。</p> <p>・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。</p>
25	<p>・数年前に新築し、合併処理浄化槽を設置済みです。</p>	<p>・合併処理浄化槽の区域とさせていただくので、すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>
26	<p>・負担額が多いので5年返済位にできませんか。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくことになります。</p> <p>浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できるため、分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずねください。</p>
27	<p>・緑色の市街化調整区域に上水道の整備をお願いしたいです。</p>	<p>・上水道につきましては、水道局にご相談ください。</p> <p>下水道につきましては、下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>

28	・単独処理浄化槽を使用中です。何ら支障がないので高額な経費がかかることには抵抗があります。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
29	・対象となった時、お願いします。	・素案のとおり、進めていきます。 当該地域につきましては、合併処理浄化槽整備区域となりますので、合併処理浄化槽設置補助制度を活用いただき、各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。
30	・笹山地区が対象になったら協力します。	・素案のとおり、進めていきます。 当該地域につきましては、合併処理浄化槽整備区域となりますので、合併処理浄化槽設置補助制度を活用いただき、各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。
31	・家にトイレが2つあり、母屋は浄化槽で、離れに汲取りがあります。離れも水洗化したいと考えており、槽が別で離れているため、何とかならないかと思っています。総合的な汚水処理の推進の一環で環境が改善できるのであれば歓迎しています。	・素案のとおり、進めていきます。 当該地域につきましては、合併処理浄化槽整備区域となりますので、合併処理浄化槽設置補助制度を活用いただき、各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。
32	・単独処理浄化槽が設置されており、現状支障が無く、今後あと継ぎもないため、単独処理浄化槽が故障しない限り更新はしません。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
33	・何年前だか忘れましたが、一度村中でやったことがあります。環境整備は年何回も来ます。	・当該地域につきましては、合併処理浄化槽移行区域となりますので、合併処理浄化槽設置補助制度を活用いただき、各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。 既に合併処理浄化槽をご利用であれば、浄化槽を入れ替える必要はありません。
34	・下水道と合併処理浄化槽の整備費用が同じであれば現状のままで良い。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
35	・地域に十二瀉があり汚水処理については重要な問題と思っています。 数年前、家を建て替えて合併処理浄化槽に入れ替えており、同様な家が多数あります。このような方々にも補助金をもらえるように考えてもらいたい。	・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。
36	・公設浄化槽での整備をしてもらいたい。	・公設浄化槽区域は、平成23年度より、下水道よりも合併処理浄化槽による汚水処理施設整備がコスト比較で有利となる地域のうち、合併処理浄化槽による汚水整備に同意いただいた自治会を単位として平成30年度にかけて指定しました。今回の取り組みにより、個人負担の面で個人で、下水道および公設浄化槽と同等の個人の合併浄化槽設置補助制度が可能となったことや、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。

37	<p>・既に合併処理浄化槽を設置しているため、補助制度の恩恵を受けられない。同じ税金を払っているにも関わらず、中央区などの都市部に比べ、劣った行政サービスしか受けられないのかと不満に思います。</p> <p>すでに浄化槽を設置している家には、別の形でフォローするなどして、不公平さをなくしてほしい。</p>	<p>・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。</p>
38	<p>・合併処理浄化槽に切替えた方が良いと思うが、なんといっても工事費の面で難しいと思います。いくら補助金があるといっても、生活するので精一杯なので苦しいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
39	<p>・高齢者の二人暮らしです。今後この家をどうしてよいかわかりませんが、皆さんが行うのであれば考えたいと思います。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
40	<p>・下水道の有効性が分かりません。今のままでいいのではないかと思います。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
41	<p>・お金がかかるのは厳しいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
42	<p>・現在一人暮らしです。これから何年先ここで生活するかわからないし金銭的な余裕もないです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
43	<p>・下水の排水先の掃除を何年も行っていません。何年に1回は行ってほしいです。</p>	<p>・今回の見直しにより合併処理浄化槽区域となった場合、現在の排水先と同様となります。側溝の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。</p>
44	<p>・合併処理浄化槽を希望します。現在は簡易水洗です。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>

45	<p>・下水道整備は古代から、社会基盤整備の一環として進められてきました。汚水処理の観点から公共で行う場合と私的に行う整備は理解できますが、災害時の復旧等で個人負担は維持管理費を含め、個人の責任になります。住宅環境や地域のイメージとして、下水道が整備されていない地域として資産価値はあがりません。公設浄化槽として、下水道区域と同程度の料金にならないでしょうか？</p>	<p>・一般的に浄化槽は災害に強いとされています。また、大規模な災害等の場合、災害復旧として、故障した浄化槽の更新が補助対象になる場合もあります。</p> <p>今回の取り組みにより、個人負担の面で、下水道および公設浄化槽と同等となる個人設置の合併処理浄化槽設置補助制度が可能となったことや、人口減少が進む中、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。</p>
46	<p>・合併処理浄化槽設置の工事費が高くて困っています。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
47	<p>・トータル費用の観点から公共下水道に比して合併処理浄化槽が有利だから方針を変更するのであれば、その全部の利益を新潟市が受けるのではなく、何割かは当該住民に還元すべきです。維持管理費が公共下水道と「ほぼ同じ」では納得いきません。</p> <p>・個人設置型でなく市町村設置型で高度処理型浄化槽を設置すべきであり、使用料は公共下水道より低めに設定すべきである。ただし、個人設置型も選択肢として提供することを否定するものではないです。</p>	<p>・汚水の処理に係る費用は、皆様から負担していただく私費を使います。このまま下水道整備を続けることで、整備費および維持管理費が上昇し、下水道のサービス水準の低下を招き、結果として皆様の負担の増加に繋がります。</p> <p>・公設浄化槽(市設置型の合併処理浄化槽)についても、公共下水道と同様に、整備や維持管理に係る費用は使用料や分担金から賄うこととなり、現状で必要以上に使用料等はいただいていません。</p> <p>今回の取り組みにより、個人負担の面で、下水道および公設浄化槽と同等となる個人設置の合併処理浄化槽設置補助制度が可能となったことや、人口減少が進む中、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。</p>
48	<p>・現在、単独処理浄化槽(10人槽)です。</p> <p>本素案の目的は理解できますし、良いことと思います。</p> <p>・受益者分担金はとてもお支払いできる能力がありません。特にコロナ禍の中、お支払いできません。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p> <p>・当該地域は合併処理浄化槽区域となるため、下水道の受益者分担金は発生しません。</p> <p>合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
49	<p>・特にありません</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
50	<p>・環境のため下水道を整備したい。私の住む地域は市街化調整区域のため、下水道を整備するより、合併処理浄化槽で整備するのが現実的ということは理にかなった話です。</p> <p>・社会的弱者を助けてくれるような補助金の内容や対応などの配慮が欲しいです。手厚い支援を求めます。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。</p> <p>合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>

51	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便槽からの入れ替えになります。合併処理浄化槽7人槽でお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくことになります。浄化槽の大きさについては、使用水量（水道使用量）の実績に合わせて、より小さな浄化槽にすることも可能な場合があります。詳しくは環境対策課にお問い合わせください。
52	<ul style="list-style-type: none"> ・数年前に新築しましたが、下水道が来ることを想定し、設計、水回り、外の排水管を施工しておりますので、ぜひ下水道工事を行ってほしい。 ・舗装道路が行われない限り継ぎはぎになっていて、いつまでもきれいになりません。 ・合併浄化槽の場合、ブロワーから異音が発生し困っています。 ・水質検査や汲み取り、毎月1回の点検の対応が大変です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。 ・舗装については、下水道以外のライフライン工事の機会もあると考えていますが、まずは現地の状況を把握したいと考えています。 ・最近のブロアーは消音型となっております。 もし音が大きいと感じる場合は故障や寿命の可能性があるので、保守点検業者にご相談ください。 ・通常浄化槽の維持管理は資格を持った業者が行います。 また、浄化槽の年間の維持管理費（電気料、法定検査料、清掃代、保守点検代）も下水道使用料の年額と同程度です。 毎月1回の点検の必要性については業者にご確認ください。
53	<ul style="list-style-type: none"> ・素案では合併処理浄化槽区域になっていますが、近くまで下水道整備が終わっておりますので、そこから下水道を延伸することを希望します。 ・合併処理浄化槽は維持・メンテナンスを個人の責任で行う必要があり、高齢の自分では厳しいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。 ・通常、浄化槽の維持管理は資格を持った業者が行います。業者委託料は下水道使用料金と同等と見込んでいます。
54	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の2人暮らしで年金生活のため、補助金があっても自費の出費はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。

55	<p>・自粛で飲食業が疲弊しているときに下水道計画課だけが周りを見ずに事業を展開していてよいものかと思います。「生活排水」を「汚水」と決めつけず、たい肥等の有効活用に向けたなどの将来を見据えた取り組みをしてほしいです。「工業排水」の有毒物質の浄化、ウイルス処理等、他にやるべき仕事があるように思います。</p>	<p>・総合的な汚水処理の推進については、市政全般の取り組みの一つとして、生活環境の向上と水環境の保全のために進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>・下水処理場や浄化槽から発生する汚泥をセメントや肥料の原料として有効利用するなど、下水道が有する資源・エネルギーの活用・再生といった取り組みも行っています。</p>
56	<p>・どちらでもよいです。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
57	<p>・業者さんの話では、土地のスペースが不足なため、浄化槽の設置が無理との事で下水道の設置を何としてもお願いしたいと思います。</p>	<p>・当該地におかれましては、下水道整備区域として、下水道整備に向けて調整してまいります。</p>
58	<p>・合併処理浄化槽整備には反対します。私道の下水道整備で課題となっている地権者の方の承認、負担金の支払について、早急に解決し下水道化することを望みます。</p>	<p>・当該地におかれましては、下水道整備区域として、下水道整備に向けて調整してまいります。</p> <p>受益者負担金については、一般的に、下水道処理が可能となった区域の皆様から下水道管などの施設の建設費の一部を負担いただくもので、土地に対して賦課することになります。</p>
59	<p>・我が家は、既に合併処理浄化槽を使用しており、市の方針で進めて頂きたいと思います。このまま合併処理浄化槽の使用を続けられる様をお願いします。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
60	<p>・合併処理浄化槽を設置する場所がない。</p>	<p>・現在は省スペース型の合併処理浄化槽もありますが、それでも設置が難しい場合は、住宅の建て替え等のタイミングで入れ替えをご検討ください。</p>
61	<p>・合併地域の市街化調整区域については、平成20年頃から公設浄化槽整備への見直しを進めてきたが、なぜ、中央区等の旧新潟市地域で下水道工事が遅れている市街化調整区域においても、同様の見直しを行わなかったのか疑問に思います。</p> <p>・区域に関わらず、市内全域を対象として、下水道整備または、合併処理浄化槽の個人整備(補助対象)、公設浄化槽整備のいずれかを選択できる方法で見直しはどうか。</p> <p>・数年前から、単独処理浄化槽および周囲が沈下したことから、新しく合併処理浄化槽を設置しましたが、補助金の対象にはなりません。できれば、今回の下水道整備の見直し(案)に基づく補助金を遡って適用して頂きたい。</p>	<p>・平成23年度より、下水道よりも合併処理浄化槽による汚水処理施設整備がコスト比較で有利となる地域について、市で設置・維持管理を行う公設浄化槽区域を指定させていただいています。</p> <p>今回の取り組みについては、近年の人口減少や整備費用の上昇などといった社会情勢の変化から再度、市内の市街化調整区域を対象に見直しをさせていただくことで、未普及地域の早期解消と持続可能な下水道経営を図るものです。</p> <p>・原則、市街化調整区域については合併処理浄化槽区域とさせていただきますが、下水道が整備中の地域については、一定の区切りまで下水道による整備とした方が、今後の汚水施設の維持管理が煩雑にならないと判断し、下水道整備区域を設定させていただきました。</p> <p>今回の取り組みにより、個人負担の面で、下水道および公設浄化槽と同等となる個人設置の合併処理浄化槽設置補助制度が可能となったことや、人口減少が進む中、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。</p> <p>・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。</p>

62	<p>・浄化槽にすると使用料金が高くなるのでこれまでのくみ取り便槽で十分であると思います。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
63	<p>・市街化調整区域であっても地目が宅地の場合は下水道を整備してほしいです。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>
64	<p>・自治会に合わせます。今まで通り下水道整備をお願いします。</p>	<p>・地形や地中の埋設物等の問題により、一部を下水道整備区域から合併処理浄化槽の区域とさせていただきます。</p>
65	<p>・今までどおりにしておきたいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的などの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
66	<p>・下水道整備を延長して、使用出来るようにもう一度工事を再開することを検討してほしいと切望します。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、当該地の下水道整備を継続することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>
67	<p>・大秋自治会は合併処理浄化槽の方向でまとまりました。</p> <p>・補助制度の対象期間を3年ではなく5年位にしてほしいです。</p> <p>・低所得者、高齢者世帯はなかなか浄化槽の入れ替え工事ができないと思います(高額なお金がかかるため)。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p> <p>・補助制度については3年ごとに見直しの検討を行いますが、当面の間は制度を継続する予定です。（補助上限額についても3年毎に適切かどうか検討を行います。）</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>

68	<p>・下水道工事を始めて5年、1/3位まで進捗しましたが、まだ接続戸数が少ないと聞いています。</p> <p>工事の進捗状況と世間の流れ5年10年と先を見据えると下水道工事を進めてほしいと考えます。</p>	<p>・下水道整備済みの区域については、市としても接続推進に向けた接続勧奨や効果的な広報活動等により、接続率の向上に努めています。</p> <p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>
69	<p>・特にありません。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
70	<p>・合併処理浄化槽案に反対します。下水道による整備を希望します。同一町内会で行政サービスが異なると公平性の観点から疑問です。</p> <p>・既に下水道が整備された地域において、それを挟む一方の家が下水道を利用でき、他方の家は合併浄化槽。費用面で等しいとしても感情面でどうなのかと思います。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>
71	<p>・特にありません。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
72	<p>・下水道の一戸あたりの整備費用が530万円と高く驚きました。これからの下水道整備をストップし、合併処理浄化槽を公共インフラと考えて整備したらどうでしょうか。維持管理も民間に委託すれば経済も回ります。</p>	<p>・現在、下水道を整備中の地域においては、急に下水道工事をやめることで、下水道と合併処理浄化槽が混在し、維持管理等が煩雑になる恐れがあるため、今後、5年程度で下水道整備を区切りたいと考えています。また、今回の取り組みにより、個人負担の面で、下水道および公設浄化槽と同等となる個人設置の合併処理浄化槽設置補助制度が可能となったことや、人口減少が進む中、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。</p>
73	<p>・家まで下水道を整備してもらいたいです。</p>	<p>・下水道事業を取巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>

74	<p>・数年前に下水道を整備すると説明し約束されたが、なぜ整備しないことになったのか説明をお願いします。</p>	<p>・下水道事業を取巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>
75	<p>・新潟市の方針に従います。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
76	<p>・補助金額の早期決定をお願いします。工事費が心配です。</p>	<p>・令和3年度からの新しい補助制度の詳細については、各自治会に回覧等で周知させていただきます。なお、新しい補助制度を活用すれば下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できます。</p>
77	<p>・合併処理浄化槽による汚水処理に賛成です。下水道整備を続けた場合、工事費が高額となり、下水道処理費の高騰に繋がる可能性が高いと思います。本管からの距離が遠く、接続の自己負担が大きいので、合併処理浄化槽のままになると思います。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
78	<p>・排水設備設置資金融資補給金制度に合併処理浄化槽への入れ替え工事の自己負担部分にかかる借り入れも対象に含めるなど、一時的な負担の困難な住民への配慮があればよいと思います。</p>	<p>・排水設備設置資金融資補給金制度は、経営状況を明確にした、本市の「下水道事業会計」の中で実施している制度です。当該制度は、下水道への接続を促し、下水道使用料の増収を目指すものであり、個人で設置する浄化槽への制度拡充は難しいものと考えています。</p> <p>合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくことになり、浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できるため、分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずねください。</p>
79	<p>・税を投じて下水道を整備してきた地域の接続率の向上に先ず努めるべきだと思います。</p> <p>・下水道の有無により今後の地域の開発に差が生じてしまいます。</p> <p>・合併処理浄化槽への移行目標年次と補助制度の年限と合わせ明確にできないと汚水処理の推進には寄与しないと思います。下水道法の曖昧さを繰り返すこととなります。</p> <p>・土地改良区等の排水負担、機器のメンテナンス費用を含めた経済面での詳細な説明が必要だと思っています。</p>	<p>・下水道整備済みの区域については、市としても接続推進に向けた接続勧奨や効果的な広報活動等により、接続率の向上に努めています。</p> <p>・下水道が無い地域でも開発されている実態を考慮すると、合併処理浄化槽への移行による影響はないものと考えています。</p> <p>・補助対象区域では未だ約2万基の単独処理浄化槽やくみ取り便槽が設置されています。合併処理浄化槽への入れ替えは法律上義務ではないこと、新しい補助制度により下水道接続と同水準の負担で設置可能となるものの、少なくない負担が必要であることから、各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽が整備できるように、現状で明確な補助期限を設けず3年ごとに見直しの検討を行いますが、当面の間は継続する予定です。</p> <p>・合併処理浄化槽へ入れ替えても家庭からの排水量に変化はないことから、土地改良区において排水処理施設の負担が増大することはないと考えています。また、浄化槽の年間の維持管理費（電気料、法定検査料、清掃代、保守点検代）も下水道使用料の年額と同程度となります。</p>

80	<ul style="list-style-type: none"> ・一日も早い下水道整備をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。 下水道の整備区域内につきましては、概ね5年程度での整備を計画しており、整備時期など詳細が決まりましたら、地域にご報告させていただきます。
81	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽を設置したいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。
82	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し地域は水質面からすれば合併処理浄化槽にするのが良いと思います。 ・法律的に単独処理化槽が禁止になっていない限り、とくに年金生活者は難しいと思います。もっと負担が軽くなるよう、法律的に制約ができないと難しいと思います。 ・見直し地域ということで合併処理浄化槽にした人たちが、また見直しということにならないようにお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。 ・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生境の向上や良好な水環境確保のため、可能であればご検討ください。 経済的な理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。 ・近隣地域で大規模な開発が行われ、周辺の土地利用が大きく変わるなど、社会情勢の変化により変更となる可能性はありますが、原則、今回の見直しにより合併処理浄化槽区域となった地域については、再度見直す考えはありません。
83	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の推進は理解できますが、負担額が大きすぎます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的ななどの理由で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
84	<ul style="list-style-type: none"> ・「合併処理浄化槽で整備する区域」に賛成です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。
85	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が旧味方村は進んでいるのに旧白根市は一部しか進んでいません。市の下水道整備の案の基準とは何か。また、変更可能であれば、下水道の区域を広げて進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。

86	<p>・旧白根市における下水道整備事業は、1公共、4農集で行うことになっていると記憶し、鷲巻地区で終末処理場が、すでに稼働しています。全域を処理するためには増設が必要だと聞いていますが、処理場は、旧白根市の公共下水道のキャパシティを前提として建設されたのではないかと。浄化槽の増設に耐える土地や建屋はすでに確保されているのではないかと。従って、市街化調整区域での新潟市が計画している合併処理浄化槽の設置を勧めればすでに投資している経費が無駄になると思われる。</p> <p>・合併処理浄化槽の設置は、一時的な個人負担が大きい。設置が義務ではなく、任意であるとすれば、普及しないのではないかと。また、設置したとしても経年劣化により今後、修理再設置等が必要になる。そのようなことから市民の理解が得られにくく、下水道事業が進まず環境に負荷をかけ続けることが懸念される。</p>	<p>・白根浄化センターについては、旧白根市全域を公共下水道として処理する計画でしたが、現在は流入する汚水を処理する最低限必要な施設となっています。今後、人口減少による汚水量の減少や施設の老朽化の状況により、将来的に近隣処理場等との統廃合についても検討する予定としています。</p> <p>・下水道への接続と合併処理浄化槽の設置、どちらにおいても、一定の個人負担が発生するため、すべての方に対応いただくことは難しいことから、まずは生活設計に応じた汚水整備を望む世帯のニーズに速やかに対応するため、合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>・新しい補助制度の活用により、合併処理浄化槽の設置が促進することで、衛生環境の向上や良好な水環境確保が図られると考えています。</p>
87	<p>・工事費の負担が大きいと、下水道にならなくてよいと思う。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えにおいても、下水道へ接続する場合と同等の費用負担は発生いたします。合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p>
88	<p>・平成23年のリフォームの際に合併処理浄化槽にしました。汚水はいいが、雨水は流れる場所が整備できないため垂れ流し状態で困ります。雨水を浄化槽に流れるような設備をつける補助とかが欲しかったです。</p>	<p>・敷地内の雨水排水については下水道の汚水管や合併処理浄化槽に流すことはできません。雨水排水につきましては、ご自身で排水経路の整備をご検討ください。</p>
89	<p>・現在単独処理浄化槽が1階組込車庫・カーポートに設置されていて、合併処理浄化槽に入れ替えが難しい。</p> <p>一定の集落規模であれば農業集落排水も視野に入れて検討をお願いしたい。</p>	<p>・特定の地域の排水を集めて処理を行うコミュニティプラントや農業集落排水の場合においても、処理施設の建設と排水を集めるための管きょ整備が必要であり下水道と同様に費用と時間がかかるため、各世帯に設置する合併処理浄化槽とさせていただきたいと考えています。また、現在は省スペース型の合併処理浄化槽もありますが、それでも設置が難しい場合は、住宅の建て替え等のタイミングで入れ替えをご検討ください。</p>
90	<p>・方向性については問いませんが、全額公費負担にすべきです。南区は特に合併を理由に個人の税金徴収が増額しています。個人負担に係る整備費が高すぎます。次年度以降の予算見直しを検討下さい。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しましたので、現状で補助額の引き上げは考えていません。</p>
91	<p>・今よりお金がかかるのであれば工事はしない方がよい。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
92	<p>・個別に工事手配は無理なので、業者を紹介してほしい。</p>	<p>・市が特定の工事業者を紹介することは出来ないため、現在契約中の浄化槽保守点検業者やお近くの工務店、配管業者等にご相談ください。</p>

93	<p>・基本的には賛成しますが、大幅な費用負担の減額と、分割払いを可能にするように希望します。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。また、浄化槽の年間の維持管理費（電気料、法定検査料、清掃代、保守点検代）も下水道使用料の年額と同程度です。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくものです。浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できますので、分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずねください。</p>
94	<p>・説明会に出席し納得しました。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
95	<p>・見積りしてもらったらかなりの高額でした。周りを見ても空き家が多く、年金暮らしで10年先では自分たちもどうなるかわかりません。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>なお、工事の実施にあたっては複数の工事業者から見積りを取られることをお勧めします。</p> <p>また、経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
96	<p>・個人負担で50万円は支出できません。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
97	<p>・合併処理浄化槽で整備する区域であっても下水道が整備されている道路に近いので、個人負担が多くても下水道接続を希望します。</p>	<p>・当該地におかれましては、整備済みの下水道本管と宅内排水設備の位置関係を考慮し、下水道への接続の可否についてご検討いただくこととなります。仮に整備済みの下水道へ接続ができない場合、新たな下水道本管を整備することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから合併処理浄化槽による対応とさせていただきます</p>
98	<p>・現在単独処理浄化槽で処理しています。合併処理浄化槽の入れ替えに補助金が出るのであれば、不足分の負担があってもそれに従ってもいいと思っています。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
99	<p>・昨年自宅の建て替えが完了しました。当時、建て替えについては対象外とのことで補助金は利用できませんでした。今回の新しい補助制度で救済していただけないでしょうか。</p>	<p>・新しい補助制度は、令和3年度からの下水道整備区域の見直しと合わせて実施するもので、令和3年4月1日以降に補助申請を行っていただいた工事が対象となり、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外とさせていただきます。ご理解くださるようお願いいたします。</p>
100	<p>・時間と費用がかかるので完全下水道は無理だと思い、合併処理浄化槽も仕方ない事だと思います。自治会の中で統一はすべきだと思います。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
101	<p>・自治会・町内会での説明会をお願いします。</p>	<p>・説明会につきましては、自治会として要望いただければ検討いたします。</p>

102	<p>・コロナ禍で収入が減っている中で素案を進めるのは反対。公務員の給料・ボーナスを減らすなどして負担額を減らしてほしい。</p>	<p>・下水道の汚水整備は使用料収入等から賄うこととなり、受益者による負担となります。</p> <p>新しい補助制度では下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置可能となっており、これ以上の増額は現在のところ考えておりません。</p> <p>また、合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
103	<p>・今、くみ取り式のトイレですが、水洗化するにはトイレ本体の工事が必要となります。合併処理浄化槽にした方が良くと思うので、そのようにお願いします。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくものになります。その際に、新しい補助制度を活用してください。</p>
104	<p>・整備済みの所は接続しないで単独処理浄化槽のままで良いのでしょうか。周りが替えなければ自分も替えません。</p>	<p>・下水道が整備済みの場合、速やかに下水道への接続をお願いします。</p> <p>・一方、合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
105	<p>・10数年前に下水道工事の説明会があり、町部から工事が進められてきましたが、今になって合併処理浄化槽となり不満です。市の計画性の無さにあきれます。</p>	<p>・南区根岸にある処理場より下水道整備を進めているため、長期間お待ちいただいている状況でした。</p> <p>下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p>
106	<p>・どうして下水道整備をやめるのでしょうか。続けてもらいたいです。</p>	<p>・南区根岸にある処理場より下水道整備を進めているため、長期間お待ちいただいている状況でした。</p> <p>下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、2世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、</p>
107	<p>・4,5年で空き家になると思うので、必要ありません。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありません。</p> <p>個別の事情で入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
108	<p>・合併処理浄化槽で整備することで良いと思います。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>

109	<p>・素案に対しては反対します。将来下水道が整備されるのであれば、その間単独処理浄化槽で待っているのですが、それが出来ないのであれば素案についてはそのままお返しします。</p>	<p>・今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれては、そのままご使用いただけます。</p>
110	<p>・人口が減少していく中、新しい合併処理浄化槽の整備は必要でしょうか。補助があっても個人負担があるので、現状維持としたいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽は住宅ごとに設置され、下水道に比べ整備・撤去が容易にできることから人口の減少社会に柔軟に対応できる汚水処理設備です。</p> <p>合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
111	<p>・浄化槽はくさい臭いがするので下水道が良いと思います。なぜ赤塚地区で下水道と浄化槽の区域に分かれるのでしょうか。同じ税金を払っているのに、同じ公共のサービスが選択できるようにしてほしいです。</p> <p>・ほとんどの人が、合併処理浄化槽は、強制力がないため、新たに引かないと思います。それでは、新潟市の言っている環境にやさしく衛生的で快適な暮らしが、この地区は出来なくなります。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>・地域の衛生環境の向上や良好な水環境の確保のためには合併処理浄化槽の整備が必要であることや、新しい補助制度の活用により下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できることについて、市民の皆様にご理解いただけるよう、より一層周知に努めていきます。</p>
112	<p>・庭が広いので、外の水道の蛇口が複数あり、特に夏場は大量に水道水を使います。下水道料金は水道使用料と比例するそうですが、当家の場合は全く比例しません。下水道料金の徴収方法を考慮願いたいです。</p>	<p>・下水道使用料は、水道使用量を汚水の排除量とみなし、算定しています。汚水には固形物が混じっているため、高性能の高価なメーターでなければ測定できません。また、地下への設置が必要なため、設置や検針も困難なため現実的ではありません。</p> <p>仮にメーターが設置できたとしても、それに伴うメーターの点検・交換や検針に係る費用など莫大な経費がかかり、その費用は下水道使用料にはね返ることになります。このため、全国的に採用されているように水道使用量を汚水排除量とみなすことにより、下水道使用料を安く抑えることができます。</p> <p>・ただし、個人負担となりますが、散水専用として水道局のメーターを設置されたうえで、散水した水が下水道管に流れていないことを下水道部署で確認させていただければ、散水専用のメーターの下水道使用料はかかりませんので、ご検討の際は、まず、下水道事務所へご相談ください。</p>

113	・浄化槽は点検やくみ取りが必要なので、早く下水道で整備してほしいです。	・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれは、そのままご使用いただけます。
114	・合併処理浄化槽区域になっていますが、家から数mくらいまで下水道が整備されています。家に隣接する土地は車庫となっています。下水道整備の検討をお願いします。	・当該地におかれましては、現地を確認した結果、整備済みの下水道との距離が離れており、公共柵および取付管のみの整備による接続が難しく、下水道に接続するためには、下水道本管の整備が必要となるため、各戸における合併処理浄化槽設置による汚水処理への移行についてご理解願います。
115	・現状のままでよいと思います。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
116	・素案のとおり進めてください。	・素案のとおり、進めていきます。
117	・旧新潟交通電線があるために、排水溝の整備ができていません。堤防道路からの水や、大雨、長雨の際には大変です。どうか排水溝の整備をお願いします。	・今回の見直しにより合併処理浄化槽区域となった場合、現在の排水先と同様となります。側溝の汚れの原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽を各世帯の生活設計に合わせて合併処理浄化槽を整備できるように補助制度を拡充し、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。また、既存の側溝等の不具合や、未整備といった状況については、現地の状況を把握したいと考えています。
118	・近くに流域下水道が整備されてから何年も経過し、後回しにされたと感じます。当地域では、長期間工事はしていないと思います。ここにきて変更になった理由や下水道整備と浄化槽整備の利点・欠点を地域に説明してほしいです。	・今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽や汲み取り便槽の故障による合併浄化槽への入れ替えに伴う費用負担と、将来の下水道整備に伴う接続費用の負担の2度の負担が発生するなど、さらに負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながります。これらのことから、今後、概ね5年程度で下水道整備を終えられない地域においては、各世帯の生活設計に合わせた汚水整備が可能であり、下水道接続と同水準の費用負担となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。 ・説明会につきましては、自治会として要望いただければ検討いたします。
119	・下水道ありきではない、弾力的な対応として併用型に賛成いたします。	・素案のとおり、進めていきます。
120	・下水道から浄化槽への見直しは賛成です。下水道整備に時間と費用、そして個人負担がかかることから、下水道を延伸することを心配していました。	・素案のとおり、進めていきます。
121	・費用対効果の観点から素案に賛成します。	・素案のとおり、進めていきます。

122	・既に合併処理浄化槽が入っています。	・合併処理浄化槽の区域とさせていただくので、すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。
123	・赤囲み(下水道整備区域)となっているが、下水道か浄化槽か選べるようにしてほしいです。	・下水道は地域全体が接続することで、整備費および維持管理費の面で効率的に汚水処理が可能になります。合併処理浄化槽との選択制にすることで、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道による整備とさせていただきます。
124	・説明を聞きました。とくに意見はありません。	・素案のとおり、進めていきます。
125	・情勢の変化に合わせるのは問題ありません。賛成します。	・素案のとおり、進めていきます。
126	・無理して工事しても赤字であれば、現状の単独処理浄化槽が壊れたら合併処理浄化槽に更新することで賛成します。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
127	・十数年前に合併処理浄化槽に替えました。近隣で単独処理浄化槽の家が多くあります。両者を比べたとき汚れのレベルに違いがあり、不公平になるのではないのでしょうか？単独処理浄化槽の家も合併処理浄化槽に替えられるようにしてもらいたいと思います。	・地域の衛生環境の向上や良好な水環境の確保のためには合併処理浄化槽の整備が必要であることや、新しい補助制度の活用により下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できることについて、市民の皆様にご理解いただけるよう、より一層周知に努めていきます。
128	・整備費が発生するのであれば、このままの状態の問題ありません。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
129	・家が農業用水路と新川堤防道路に囲まれており、従来から下水・都市ガスの配管ができない地域です。今後普及されれば対応したいのでよろしく願いいたします。	・当該地におかれましては、下水道整備区域とさせていただいています。下水道整備後、すみやかな接続をお願いいたします。
130	建物の使用頻度が少なく、新たな費用負担は現状から避けたく、継続して単独処理浄化槽を使用したいと思います。単独処理浄化槽の継続を認める方式を希望します。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
131	・現在、単独処理浄化槽は7人槽が設置されており、1人住まいです。床面積で単純に合併処理浄化槽の大きさを決めない考慮が必要と考えます。 ・将来の合併処理浄化槽への入れ替え工事の工事費負担を細分化することや、住民税非課税世帯への配慮、現在使用している単独処理浄化槽の継続も検討してもらいたいです。	・浄化槽に大きさについては、使用水量の実績に合わせて、より小さな浄化槽にすることが可能な場合があります。詳しくは環境対策課にお問い合わせください。 ・入れ替え工事は設置者と施工業者との契約により行っていただくものです。浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できますので、分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずね下さい。

132	<p>・下水道が整備されないのであれば、いずれは合併処理浄化槽に入れ替えることになると思います。補助制度をできるだけ継続してもらいたいと思います。</p>	<p>・補助制度については3年ごとに見直しの検討を行いますが、当面の間は制度を継続する予定です。（補助上限額についても3年毎に適切かどうか検討を行います。）</p>
133	<p>・「合併処理浄化槽へ移行予定」のうち「赤館地区の公道と西川に挟まれた市街化調整区域はすでに住宅地が集積されている地域」であり、「合併処理浄化槽での整備地域に移行すること」に賛成できません。公共下水道の整備を望みます。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>
134	<p>・浄化槽と下水道の整備について、自治会単位などでの希望制にしてほしいです。</p> <p>・合併処理浄化槽の補助制度があったとしても個人負担額が大きいです。特に石瀬地区は高齢者も多く収入源も少ないため合併処理浄化槽の設置は難しいです。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
135	<p>・現在、初期のトイレ、バクテリアで処理するもの(単独?)です。早く合併処理浄化槽で始めてほしい。</p> <p>・合併処理浄化槽への入替え費用を払えるかが不安です。浄化槽のサイズは家屋の延べ床面積で決まるとは思いますが、現在2人で暮らしているので小さいサイズにしたいです。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p> <p>・浄化槽に大きさについては、使用水量（水道使用量）の実績に合わせて、より小さな浄化槽にすることが可能な場合があります。</p> <p>詳しくは環境対策課にお問い合わせください。</p>
136	<p>・汚水処理の問題は将来的見地から避けて通れない問題であると思います。現在は単独処理槽ですが合併浄化槽の設置を希望します。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
137	<p>・リフォームして十数年位で合併処理浄化槽。年間の維持費がかさみます。</p> <p>・これから合併浄化槽へ切替える家だけでなく、既に合併処理浄化槽の家も補助金対象になる仕組みを希望します。</p>	<p>・市の試算では合併処理浄化槽の維持管理費（年額）と下水道に接続した場合の使用料金（年額）はほぼ同水準となっています。</p> <p>・新しい補助制度では、既に合併処理浄化槽を設置されている住宅は補助対象外です。</p> <p>なお、合併処理浄化槽本体については、30年以上ご使用いただくことも可能となっています。</p>

138	<p>・現状、受けているサービスに満足しています。</p>	<p>・新しい補助制度では、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
139	<p>・合併処理浄化槽により確かに汚れが大幅に減りますが、負担が大きいので、次々と「入れ替えます」と申し出る人はなかなかいないかもしれません。浄化槽の入替えを進めるのは難しいかもしれません。</p>	<p>・新しい補助制度では、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。</p> <p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
140	<p>・街中と違ってこの地域は農家造の家だから、排水口があちらこちらに有り工事費が高額になります。そのことを考えて補助金をお願いします。</p>	<p>・新しい補助制度では、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう、配管工事費の負担軽減も考慮して補助額を設定しました。</p> <p>合併処理浄化槽に接続する排水としては、台所、お風呂、トイレ等の住宅からの排水です。ガーデンパン等の住宅外の排水は浄化槽に入れることができないため、接続するための工事は不要になります。</p>
141	<p>・土地が狭いため合併処理浄化槽の設置は難しいと思います。</p>	<p>・現在は省スペース型の合併処理浄化槽もありますが、それでも設置が難しい場合は、住宅の建て替え等のタイミングで入れ替えをご検討ください。</p>
142	<p>・汚水処理の推進に反対する意思はありませんが、全ての人に分かりやすい資料にしてほしいです。</p>	<p>・下水道と合併処理浄化槽の区域が混在しない地域については、地域全体が同じ処理施設となるため、広域な図面を配布させていただきました。</p> <p>意見を取りまとめた結果については、各自治会に回覧等で周知させていただき、自治会毎に下水道区域なのか合併処理浄化槽区域なのかを明確に示したいと考えています。</p>
143	<p>・早く下水道整備を進めてほしいです。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>
144	<p>・合併処理浄化槽の補助金が少ないと思います。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しましたので、現状で補助額の引き上げは考えていません。</p>

145	<p>・資料の内容が難しく理解できませんでした。</p>	<p>・下水道と合併処理浄化槽の区域が混在しない地域については、地域全体が同じ処理施設となるため、広域な図面を配布させていただきました。</p> <p>意見をとりまとめた結果については、各自治会に回覧等で周知させていただき、自治会毎に下水道区域なのか合併処理浄化槽区域なのかを明確に示したいと考えています。</p>
146	<p>・合併処理浄化槽で整備する区域と思われます。合併処理浄化槽への入れ替え時の個人の費用負担が高額だと思います。他に年間維持管理費を負担するのは大変です。無料とは言いませんが、負担軽減を検討してください。</p> <p>・中之口は公共事業が遅れていると思います。同じ税金を払っているのに不公平です。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。また、浄化槽の年間の維持管理費（電気料、法定検査料、清掃代、保守点検代）も下水道使用料の年額と同程度です。</p> <p>・西区笠木にある処理場より下水道整備を進めているため、長期間お待ちいただいている状況でした。下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p>
147	<p>・自宅が複数の道路に面しており、いずれの道路にも下水道が整備される計画があると聞いていました。自宅の水回りの位置を考えた結果、これまでの下水道工事の際には汚水枳を設置しませんでした。このまま下水道が整備がされないと下水道に接続できません。計画どおり下水道を整備してほしいです。</p>	<p>・当該地におかれましては、整備済みの下水道本管と宅内排水設備の位置関係を考慮し、下水道への接続の可否についてご検討いただくこととなります。仮に整備済みの下水道へ接続ができない場合、新たな下水道本管を整備することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから合併処理浄化槽による対応とさせていただきます。</p>
148	<p>・自宅の表と裏に道路があり、裏の道路の下水道工事の際には汚水枳を設置しませんでした。表の道路にも下水道が入ると聞いていましたので、計画どおり下水道を整備してほしいです。</p>	<p>・当該地におかれましては、整備済みの下水道本管と宅内排水設備の位置関係を考慮し、下水道への接続の可否についてご検討いただくこととなります。仮に整備済みの下水道へ接続ができない場合、新たな下水道本管を整備することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから合併処理浄化槽による対応とさせていただきます。</p>
149	<p>・高齢者住まいで、築数十年の自宅なのでこのままでいきたいと考えています。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
150	<p>・年金暮らしの中で、合併処理浄化槽の設置費用の半分以上を市が負担するとなっていますが、設置後の維持管理費の自己負担を考えると生活が成り立たないと考えています。確かにきれいな水を作り環境を良くしたいと思うのはやまやまですが、今後の生活を考えると無理があり、合併処理浄化槽への入れ替え工事はできません。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
151	<p>・現在、空き家を所有していますが、そのような家屋でも合併処理浄化槽の工事が必要でしょうか。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんので、空き家の状態が続くのであれば現状のままで結構です。</p>

152	<ul style="list-style-type: none"> ・数年前に新築しました。もっと早く下水道が来てくれたらと思いました。早くつなぎたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。 すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。
153	<ul style="list-style-type: none"> ・地図が良くわかりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図面等が分かりづらく申し訳ございません。 下水道と合併処理浄化槽の区域が混在しない地域については、地域全体が同じ処理施設となるため、広域な図面を配布させていただきました。 意見を取りまとめた結果については、各自治会に回覧等で周知させていただき、自治会毎に下水道区域なのか合併処理浄化槽区域なのかを明確に示したいと考えています。
154	<ul style="list-style-type: none"> ・わが家は合併処理浄化槽です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。
155	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的な案であると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。
156	<ul style="list-style-type: none"> ・公平に必要な度の高い地域から対応し、計画的に目標達成年度を明記して、年末、年度末の工事にならないようお願いします。費用負担については、自治会、個人との協議の上お願いします。 ・少ない予算で大きな効果があるようお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくものになります。 費用については、下水道へ接続する場合に発生する負担と合併処理浄化槽の設置に対する負担が同水準となるように補助額を設定しています。 ・地域の実情に応じた役割分担により、下水道と合併処理浄化槽の2本柱で整備を推進することで、早期に効果が発現できるように努めます。
157	<ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のとおり、進めていきます。
158	<ul style="list-style-type: none"> ・年金暮らしの高齢者世帯では合併処理浄化槽設置の補助制度を活用しても普及は難しいので、補助期間に制限を設けないことや補助上限額の引き上げを検討してもらいたいです。 ・家庭の生活困窮度の状況によって、導入に係る費用の全額を新潟市が負担することも検討してもらいたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度については3年ごとに見直しの検討を行いますが、当面の間は制度を継続する予定です。（補助上限額についても3年毎に適切かどうか検討を行います。） ・新しい補助制度では下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置可能となっており、これ以上の増額は現在のところ考えておりません。 ・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。

159	・現状のままで良いと考えます。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
160	・地域差が無くなるように一刻も早く下水道を進めてもらいたいです。(市内全域均等化の推進)	・西区笠木にある処理場より下水道整備を進めているため、長期間お待ちいただいている状況でした。 下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。
161	・合併処理浄化槽の設置工事費の補助金を過去に遡って支給していただきたいと思えます。 ・市街化調整区域における下水道整備の見直しで合併処理浄化槽による汚水処理を進める場合「放流同意問題」が密接に絡んでくると思えます。	・新たな補助制度の対象は、令和3年4月1日以降に補助申請（着工前であることが必須）を行っていただいた工事が対象となります。既に実施済みの工事は補助対象とはなりません。 ・放流先はこれまでと同じになりますが、問題が生じた場合、個別に対応いたしますので、お問い合わせをお願いします。
162	・年金で生活しています。生活も大変であり、現在の単独処理浄化槽で十分だと考えております。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。
163	・下水道が整備されていないと、周辺の家からの汚水排水によって夏は臭気が強くなります。また、蚊の発生が多く大変困っています。 現在は個別の単独処理浄化槽ですが、巻全域での汚水処理を望みます。	・下水道整備が未着手の地域については、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定の状況であり、長期に渡って、家庭からのお風呂、洗濯、台所などの汚れがそのまま流れ出る状況が続くこととなります。また、仮に下水道が整備されたとしても、接続していただかなければ環境の改善には繋がりません。今回の取り組みにおいては、水路の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。
164	・環境汚染解消のためにも是非お願いします。	・素案のとおり、進めていきます。
165	・合併処理浄化槽で良いと思えます。雨水は入れない方がいいと思えます。	・素案のとおり、進めていきます。 ・雨水については、合併処理浄化槽へ流すことは出来ないため、水路や側溝など、これまでと同様の排水先となります。
166	・安心安全な汚水処理を行っていただければ幸いです。	・素案のとおり、進めていきます。
167	・既に浄化槽が設置されています。工事費と補助上限額が同じにならないと入替えは難しいと思えます。	・地域の衛生環境の向上や良好な水環境の確保のためには合併処理浄化槽の整備が必要であることや、新しい補助制度の活用により下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できることについて、市民の皆様にご理解いただけるよう、より一層周知に努めていきます。

168	<p>・下水道が整備されるのは反対ではありませんが、費用が高いので、悩むところ。補助金をもっと出してほしいです。法律で決められているとの事ですが、選択肢を設けてほしいです。</p>	<p>・下水道の汚水に係る費用は使用料収入や受益者負担金(分担金)などの私費から賄うこととなり、受益者による負担が原則となります。しかし、下水道整備後の下水道への接続には多額の個人負担が発生するため、負担軽減を目的とした水洗便所改造助成金や排水設備設置資金融資制度などの水洗化工事の助成金や融資制度を設けていますので、活用をお願いします。</p>
169	<p>・現状維持で良いです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であればご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
170	<p>・排水路がきちんと整備されていません。</p> <p>・木の根が浄化槽に入ります。</p>	<p>・既存の側溝等の不具合や、未整備といった状況については、現地の状況を把握したいと考えています。</p> <p>・浄化槽の周辺に樹木を植えると、根の伸び方によっては、浄化槽の破損の恐れがあります。保守点検業者にご相談いただき、適切な管理をお願いいたします。</p>
171	<p>・現在、各戸で単独処理浄化槽を使用しています。撤去して合併浄化槽に入れ替えるのではなく、単独浄化槽の処理水を集めて処理する集合処理タイプにできないもののでしょうか。</p>	<p>・特定の地域の排水を集めて処理を行うコミュニティプラントや農業集落排水の場合においても、処理施設の建設と排水を集めるための管きょ整備には下水道と同様に費用と時間がかかるため、各世帯に設置する合併処理浄化槽とさせていただきますと考えています。</p>
172	<p>・側溝に汚水が溜まりやすいのでなくしたいと考えています。</p>	<p>・公道にある側溝については雨水排除の機能もあるため、なくすことはできません。</p> <p>側溝の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、合併処理浄化槽の設置を促進することで、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。</p>
173	<p>・地域格差が生じないことを絶対条件とし、早期解消と持続性を熟慮した結果の素案であれば、賛成します。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
174	<p>・税金を無駄なく使うのが良いと考えます。いつ空き家になるかわからないので家屋に費用をかけたたくありません。現状維持で済めばありがたいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
175	<p>・合併処理浄化槽区域で単独処理浄化槽を使用しています。合併処理浄化槽への入れ替えと、その後の維持管理費が高いと思います。自己負担額は10万円以下が相場と考えており、下水道地域を拡大か素案見直しをお願いします。</p>	<p>・下水道事業を取り巻く社会情勢や環境の変化により、今後の下水道整備がいつ実施できるか全く未定であり、現在使用中の単独処理浄化槽等の故障による合併処理浄化槽への入れ替えに伴う費用と、将来の下水道整備に伴う接続費用の2度の費用負担が発生する可能性があります。また、下水道は地域全体の排水を処理するものであるため、1世帯だけの排水を処理することは、整備費および維持管理費が上昇し下水道サービス水準の低下につながることから、下水道接続と同水準の費用負担で、各世帯の生活設計に合わせた整備が可能となる合併処理浄化槽区域とさせていただきます。</p> <p>すでに合併処理浄化槽が設置済みの世帯におかれましては、そのままご使用いただけます。</p>

176	<p>・私たちの代で今の家は住まなくなる予定で工事はしないと思います。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
177	<p>・今後、いつまで住むのかわからないし、費用負担も重荷です。</p> <p>・内容について具体的にわかりやすく述べてほしいです。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p> <p>・図面等が分かりづらく申し訳ございません。</p> <p>下水道と合併処理浄化槽の区域が混在しない地域については、地域全体が同じ処理施設となるため、広域な図面を配布させていただきました。</p> <p>意見を取りまとめた結果については、各自治会に回覧等で周知させていただき、自治会毎に下水道区域なのか合併処理浄化槽区域なのかを明確に示したいと考えています。</p>
178	<p>・図面が分かりづらいです。配布する前に第三者や住民代表に確認してもらいましたか？高齢者がこの図面を見て自宅がどこかわかるといいますか？これでは意見ができません。もっと住民に対してやさしく思いやりのある説明が必要であると感じました。</p> <p>新潟市の現状をこうすれば今後の5年10年がこうなるというものを示して欲しかったです。</p>	<p>・図面等が分かりづらく申し訳ございません。</p> <p>下水道と合併処理浄化槽の区域が混在しない地域については、地域全体が同じ処理施設となるため、広域な図面を配布させていただきました。</p> <p>意見を取りまとめた結果については、各自治会に回覧等で周知させていただき、自治会毎に下水道区域なのか合併処理浄化槽区域なのかを明確に示したいと考えています。</p> <p>・市街化調整区域の下水道整備は、今後5年で区切り、合併処理浄化槽と3本柱で污水整備を進めることで、未普及地域の早期解消を図りたいと考えています。</p>
179	<p>・私の住宅は単独処理浄化槽で処理しています。計画(案)によりますと合併処理浄化槽区域となる見込みです。投資効率等から妥当かと思えます。</p>	<p>・素案のとおり、進めていきます。</p>
180	<p>・年金生活のため、合併処理浄化槽への入れ替えは無理だと思います。</p>	<p>・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。</p> <p>経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。</p>
181	<p>・調べたところ、合併処理浄化槽の耐用年数は躯体30年、機器設備7～15年程度とあります。耐用年数が過ぎて故障し、新しく合併処理浄化槽の入れ替え工事をするにしても、工事費が高く、家計に厳しいです。先を見越して、入れ替え工事の補助金を考えていただきたいと思います。</p> <p>下水道と合併処理浄化槽の個人負担は同等となっていますが、入れ替え工事を考えるとどうしても同等とは思えません。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しました。合併処理浄化槽の躯体については、30年以上ご使用いただくことも可能となっています。</p>

182	・計画通りに早急に進めてください。	・素案のとおり、進めていきます。
183	・各家庭の生活排水が浄化される合併処理浄化槽に賛成します。	・素案のとおり、進めていきます。
184	・個人設置と公設設置の個人負担の比較も必要であると思います。個人設置と公設設置の個人負担が将来に渡って公平であることの説明が必要です。 ・汚水処理施設の未普及地域の早期解消を図るには、合併処理浄化槽設置地域は全て公設にした方が良くと考えます。	・公設浄化槽は、使用者からの申請を受け、市で合併処理浄化槽を設置し維持管理するもので、平成23年度より、下水道よりも合併処理浄化槽による汚水処理施設整備がコスト比較で有利となる地域のうち、合併処理浄化槽による汚水整備に同意をいただいた自治会を順次、区域指定しています。 ・今回の取り組みにより、個人負担の面で、下水道および公設浄化槽と同等となる個人設置の合併処理浄化槽設置補助制度が可能となったことや、人口減少が進む中、個人の敷地における公設浄化槽の維持管理の問題などから、個人による合併処理浄化槽の設置をお願いすることとしています。
185	・現在、合併処理浄化槽を使用中です。間瀬地域は合併処理浄化槽が妥当と考えます。	・素案のとおり、進めていきます。
186	・きれいな河川や道路等の環境美化に力を入れてほしいです。汚水処理推進大賛成です。どこへ行っても美しいきれいな新潟市であってほしいです。	・素案のとおり、進めていきます。
187	・合併処理浄化槽への入れ替えの負担が大きいため、私は反対です。 ・分割による支払いを検討してください（月1万円位）。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。 ・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくもので、浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できます。分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずねください。
188	・市の提案に賛成します。 ・個人負担額の分割支払いを検討してください。 ・市内中心部との違いを感じるため、市民が同じ暮らしができるように考えて下さい。 ・流末の排水路の整備がされていないので、整備も含めて考えてほしいです。市民が同じくらしができる様に考えて下さい。市内中心部との違いを感じています。	・素案のとおり、進めていきます。 ・合併処理浄化槽への入れ替え工事は、設置者と施工業者との契約により行っていただくもので、浄化槽の設置替え工事は金融機関の「住宅リフォームローン」が活用できます。分割払いをご希望される場合はお取引のある金融機関におたずねください。 ・今回の見直しにより合併処理浄化槽区域となった場合、現在の排水先と同様となります。側溝の汚れの主な原因となっている単独処理浄化槽とくみ取り便槽の世帯を対象とする合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、早期の生活環境の改善を図りたいと考えています。 ・既存の側溝等の不具合や、未整備といった状況については、現地の状況を把握したいと考えています。
189	・今の状況下で個人負担がかなりかかるのは厳しいと思います。	・合併処理浄化槽への入れ替えは義務ではありませんが、地域の衛生環境の向上や良好な水環境確保のため、可能であれば、新しい補助制度の活用を含めご検討ください。 経済的な理由などで入れ替えが困難な場合は、単独処理浄化槽の適正な維持管理や各家庭でできる生活排水対策（三角コーナーの利用など）にご協力ください。

190	<p>・合併処理浄化槽区域になっていますが、整備には多額の費用と工事期間がかかると思います。個人負担が少しでも安くなるように補助額を上げてほしい。</p>	<p>・新しい補助制度は、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう補助額を設定しましたので、現状で補助額の引き上げは考えておりません。</p>
191	<p>・合併処理浄化槽のメンテナンスは公費で賄うという確約保証が必要と考えます。今話題のBRT連節バスの運用などを皮切りに、同じ新潟市でありながら、税金が公平に使われているのか、甚だ疑問に思います。このことの顕著な事例が今回の合併処理浄化槽の提案だと思えます。税金は市内のどこに在住しても、所得に応じて同率に課税されています。そうであれば、それに対する住民サービスも同等であるべきと考えます。</p>	<p>・下水道の汚水に係る費用は使用料収入や受益者負担金(分担金)などの私費から賄うこととなり、受益者による負担が原則となります。このため個人で設置する合併処理浄化槽の維持管理においても公費で賄うことは考えていません。</p> <p>今回、合併処理浄化槽の区域となる地域においては、下水道接続と同水準の負担で合併処理浄化槽が設置できるよう新しい補助制度の補助額を設定しました。また、浄化槽の年間の維持管理費（電気料、法定検査料、清掃代、保守点検代）も下水道使用料の年額と同程度となります。</p>